

昭和47年4月社団法人日本海運集会所制定
中小型船用書式（延払用）

造船契約書

造船契約書

(以下甲という)と

(以下乙という)とは

トン型

船1隻(以下本船という)の建造について次のとおり造船契約(以下本契約という)を締結する。

第1条 [本船の要目] 本船の要目を次のとおりとし、乙は、別紙添付の仕様書および図面に従って本船を建造する。

- | | | |
|-------------|----------------------------------|-------------------------|
| (1) 船体寸法 | 長さ(垂線間) | メートル |
| | 幅(型) | メートル |
| | 深さ(型) | メートル |
| | 計画満載吃水(型) | メートル |
| (2) 総トン数 | 約 | トン |
| (3) 載貨重量トン数 | | キロトン(吃水(型)
メートルにおいて) |
| (4) 主機関 | 種類
型式
連続最大出力
常用出力
基数 | |
| (5) 試運転速力 | | ノット(状態、連続最大出力において) |

第 2 条〔航行区域と船級〕 本船は、船舶安全法および関係諸法令による検査に合格し、その航行区域および船級は次のとおりとする。

- (1) 航行区域
- (2) 船 級

第 3 条〔建造場所と船番〕 乙は、(以下本造船所という) において本船を建造する。

2 本造船所における本船の建造番号を第 番船とする。

第 4 条〔引渡期限と場所〕 乙は、本船を 年 月 日までに本造船所構内において甲に引渡す。

第 5 条〔建造代価と支払方法〕 本船の建造代価を 円也 と定め、うち 円也を次のとおり現金割払とする。

- 第 1 回 本契約締結の時 円也
- 第 2 回 起工の時 円也
- 第 3 回 進水の時 円也
- 第 4 回 竣工引渡の時 円也

2 甲は、前項の割払金のうち、第 1 回から第 3 回までの割払金を支払事由発生の日から起算して 日以内に、第 4 回の割払金を本船引渡と同時に乙に支払う。

3 甲は、前項の期限内に割払金を支払わなかつた場合には、その割払金に対して遅延日数に応じ 利息を付ける。

4 残額 円也は、 を第 1 回支払期日とし、以後 カ月毎の応当日に 円宛 回均等延払とする。

5 前項の延払金の残額に対し、本船引渡の翌日より起算し前項の各支払期日まで 利息を付け、甲は、本船引渡以後各支払期日までの利息を各支払期日に各分割支払額に加算してそれぞれ乙に支払う。

(A) (B)抹消 6 (A)甲は、前 2 項の延払金および利息の支払のため、各支払期日を満期日とし、各分割支払額に前項の利息を加算した金額を手形金額として、乙を受取人とする約束手形 葉を振出し、本船引渡と同時に甲に一括交付する。

(B)甲は第 4 項の延払金の支払のため、各支払期日を満期日とし、各分割支払額を手形金額として、乙を受取人とする約束手形 葉を振出し、本船引渡と同

時に乙に一括交付する。前項の利息の支払方法については、甲乙協議の上決定する。

第 6 条〔担保権の設定〕 甲は、前条の延払金の支払を担保するため、本船引渡と同時に本船に乙を第 1 順位とする抵当権を設定する。

2 甲は、本船引渡後直ちに前条の延払金以上の船舶海上保険契約を締結し、その保険金請求権の上に乙を第 1 順位とする質権を設定する。

3 甲が本船建造資金を金融機関から借入れ、その金融機関から乙の先順位の抵当権または質権の設定を要求された場合には、乙は、その建造資金借入額を限度としてその金融機関を乙の先順位とすることに同意する。

第 7 条〔工事の検査と監督〕 甲は、自己の費用により、その選任した監督者を本船建造中任意の時に、本造船所および関連工場において本船の工事ならびに諸材料の良否を検査監督させることができ、乙は、その監督者の検査ならびに監督に対し便宜を与える。

第 8 条〔工事の報告〕 甲は、必要があるときはいつでも乙に対して本船の工事に関する報告を求めることができる。

第 9 条〔仕様の変更〕 本契約の締結後本船の引渡までの間に、次の事由により仕様の変更を要する場合には、その内容ならびにこれに伴う本船の性能、建造代価、引渡期限その他本契約上の諸条件につき甲乙協議の上決定する。

(1) 関係諸法令および船級規則その他諸規則の制定または改廃

(2) 甲または乙の要望

第 10 条〔不可抗力による工事支障〕 天災、地変、戦争、軍事行為、内乱、暴動、労働争議行為その他これに類する不可抗力事由により本船の工事に支障を及ぼす事態が発生した場合には、乙は、遅滞なくその旨を甲に通知し、甲乙協議の上本船の工事期間を延長し、その他本契約を変更することができる。

2 前項の事由により本船の工事を完成することができないと認められる場合には、当事者は本契約を将来に向つて解除することができる。この場合、甲ならびに乙の被つた直接の損害額およびその処理については、甲乙協議の上決定する。

3 前 2 項の規定は、本船の建造に関係ある乙の関連業者で甲の諒解を得たものにつつた場合にも適用する。

第 11 条〔引渡遅延と延滞料〕 乙の責に帰すべき事由により本船の引渡が第 4 条の引

渡期限（正当に延長されたときはその期限）までにはできない場合には、乙は、遅滞なく文書をもつてその旨を甲に通知し、甲の承認を得る。

- 2 引渡の遅延日数が 日を超えた場合には、乙は、その超過遅延日数に対して1日につき第5条の建造代価の 分の に相当する金額を延滞料として甲に支払う。

第 12 条〔引渡繰上げの報奨金〕 本船の引渡が甲の要請に基づき第4条の引渡期限（正当に延長されたときはその期限）より繰上げられた場合には、甲は、その繰上げ日数に対して1日につき第5条の建造代価の 分の に相当する金額を報奨金として乙に支払う。

第 13 条〔海上試運転および検査〕 乙は、第1条の仕様書の示すところに従い、かつあらかじめ甲と協議して別に定める要領により、本船の海上試運転を施行し、その試運転終了後甲と協議の上諸機関を開放して甲の検査を受ける。

- 2 前項の検査の結果、船体、機関、属具および予備品等に破損または欠陥が発見されたときは、乙は、直ちにこれを改修補正して完全なものとする。

第 14 条〔引渡日の決定〕 前条の海上試運転および開放検査が終了して本船の引渡が可能となつたときは、甲乙協議の上すみやかに本船の引渡日を決定する。

- 2 前条第2項の破損または欠陥が軽微であつて、本船の航海および営業にさしつかえないと認められる場合には、乙が甲の要求する時に遅滞なくこれを改修補正することを条件として本船の受渡を行なう。

第 15 条〔引渡の留保〕 甲が前条の引渡日に第5条第1項の第4回の割払金の支払、第5条第6項の約束手形の交付または第6条の担保の提供を怠つたときは、引渡条件につき甲乙協議決定する。協議相整わないときは、乙は、本船の引渡を留保することができる。

- 2 前項の場合、乙は、相当な注意をもつて本船を保管する。ただし、その間に要する保険料その他の費用は甲の負担とする。

第 16 条〔危険負担〕 本船の引渡完了までは、乙が本船に関する危険を負担する。ただし、前条第1項により乙が本船の引渡を留保する場合は、この限りではない。

第 17 条〔性能の保証と違約金〕 乙は、本船完成の上、所定の方法で測定した載貨重量トン数（以下測定載貨重量トン数という）および第13条の海上試運転によつて決定した本船の速力（以下測定速力という）が、それぞれ第1条記載の載貨重量

トン数（以下保証載貨重量トン数という）および試運転速力（以下保証速力という）より少なくないことを保証する。

2 前項による本船の測定載貨重量トン数および測定速力が、それぞれ保証載貨重量トン数および保証速力に達しなかつた場合には、乙は、次の基準に従つて計算した金額を違約金として甲に支払う。

(1) 測定載貨重量トン数の保証載貨重量トン数に対する不足分が保証載貨重量トン数の 分の を超えた場合には、その超えた不足分1トン（端数は切捨て）につき第5条の建造代価の保証載貨重量トン数当り単価に相当する金額

(2) 測定速力の保証速力に対する不足分が 分の1ノットを超えた場合には、その超えた不足分 分の1ノットまたはその端数毎に第5条の建造代価の 分の に相当する金額

第18条〔契約の解除〕 甲は、次の場合、本契約を解除するかまたは乙と協議の上建造代価を減額して本船の引渡を受けることができる。

(1) 本船完成の結果と第1条および第2条に記載の重要事項（第9条による仕様変更があつた場合はその変更後のもの）との間に大差を生じたため、本船が本契約の目的を達しえないと認められた場合

(2) 第11条の引渡遅延日数が 日を超えた場合

2 乙は、次の場合、本契約を解除することができる。

(1) 甲が第5条第1項の第1回から第3回までの割払金を支払事由発生後相当期間経過しても支払わない場合

(2) 第15条第1項による本船の引渡留保日数が 日を超えた場合

第19条〔契約解除の効果〕 前条第1項の規定により本契約が解除された場合には、

乙は、すでに受領した割払金にその受領の日から 年の利息を付けて甲に返還しなければならない。ただし、これにより甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げない。

2 前条第2項の規定により本契約が解除された場合には、乙は、本船、材料等一切を処分し、その処分価格より処分費用を差引いた残額と本船建造代価、本船等処分時までの第5条第3項による利息および第15条第2項による保険料その他の費用の合計額との差額を損害金として請求でき、乙がすでに受領した割払金はこの

損害金と精算した上、残余あるときはこれを返還する。

第 20 条〔瑕疵担保責任〕 乙は、甲に引渡した本船について瑕疵担保の責任を負う。

その期間は引渡後 1 カ年間とし、その責任の範囲は改修補正に限る。

- 2 甲が前項の期間内に本船の瑕疵を発見して乙に通知した場合、乙は遅滞なく補修して完全なものとする。ただし、その瑕疵が入渠または検査の時におけるほか確認し難いもので前項の期間内に入渠できないかまたは検査を受けえない場合には、甲乙協議の上前項の期間経過後最初の入渠または検査の時に補修する。
- 3 本船が航海の都合上または緊急を要するため、前項の補修を本造船所または乙の指定する工場で実施することができないときは、甲は、乙の諒解を得てこれを他の工場で補修させることができる。この場合には、乙は、甲乙協議の上定めた額を限度としてその費用を負担する。

第 21 条〔建造許可〕 本船の建造に関する政府等の許可が 年 月 日までに得られない場合には、本船の工事期間の延長その他本契約の変更につき、甲乙協議の上決定する。

- 2 前項の許可が 年 月 日までに得られない場合には、甲または乙は、本契約を解除することができる。
- 3 前項の規定により本契約が解除された場合には、本契約履行のために甲および乙の要した費用の負担その他につき、甲乙協議の上決定する。

第 22 条〔船舶建造保険〕 乙は、自己の費用により甲の要請するところに従い本船につき船舶建造保険契約を締結し、その保険証券を甲に呈示する。

- 2 乙は、甲の要請があつたときは、その保険金請求権の上に
のために質権を設定する。

第 23 条〔経済事情の変動〕 本契約の締結後本船の引渡までの間に、物価その他の経済事情の著しい変動により第 5 条の建造代価を変更しなければならない情勢に立ち至つたときは、甲乙協議の上これを更改する。

第 24 条〔増減額等の精算〕 第 9 条または第 18 条による建造代価の増減額について、甲および乙は、第 5 条第 1 項の第 4 回の割払金支払の際に精算する。

- 2 前条による建造代価の増減額の支払方法については、甲乙協議の上決定する。
- 3 第 11 条第 2 項による延滞料、第 17 条第 2 項による違約金または第 12 条による報奨金について、甲および乙は、第 5 条第 1 項第 4 回の割払金支払の際に精算する。

第 25 条〔債権債務に関する制限〕 甲または乙は、その相手方の文書による承諾を得なければ第三者に本契約によつて生じた債権を譲渡しまたは債務を引受けさせることはできない。

第 26 条〔本文優先〕 本契約書本文記載の条項または条件と別紙添付の仕様書および図面とが抵触する場合には、本契約書本文記載のものに従う。

第 27 条〔仲裁〕 本契約に関して当事者間に争いを生じたときは、各当事者は、社団
2字抹消 法人日本海運集会所(東京)に仲裁判断を依頼し、その選定に係る仲裁人の判断を
神戸) 最終のものとしてこれに従う。

2 仲裁人の選定、仲裁手続その他仲裁に関する一切の事項は、社団法人日本海運集会所の海事仲裁規則による。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名調印の上、互に 1 通を保有する。

年 月 日

甲

乙